

与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン（以下「本プラン」という。）に掲げたまちの将来像である「地域の資源とふれあい、多様な世代が集い・暮らす魅力的なまち」の実現に向け、地域が主体となり行政と協働で持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(活動する対象区域及び事務所の所在地)

第3条 協議会が活動する対象区域及び事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 協議会が活動する対象区域は、別図のとおりとする。
- (2) 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本プランに示すリーディングプロジェクトの施策に関する活動
- (2) 協議会活動の情報発信
- (3) その他本プランを推進するために必要な活動

(会員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 別表に掲げる関係団体が推薦する当該関係団体の構成員。ただし、各関係団体から2名以内とする。
- (2) 中央区内の在住者、中央区内に存する土地建物の所有者又は中央区内の在勤者で、第2条の目的に賛同し、協力するもの
- (3) その他協議会が必要と認めた者

(入会及び退会)

第6条 協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

- 2 協議会の会員は、退会しようとするときは、事前にその旨を役員会（第12条に規定する役員会をいう。以下この条から第8条まで及び第10条において同じ。）へ届け出なければならない。この場合において、前条第1号に掲げる会員に代わって入会しようとする者がいるときは、前項及びこの項前段の規定にかかわらず、所定の変更届をもって代えることができる。
- 3 協議会の会員が協議会の規約を遵守しないとき及び協議会の名誉を著しく損なったときは、役員会はこれを退会させることができる。
- 4 協議会の会員が退会する場合、会費の返戻はしないものとする。

(役員)

第7条 協議会には、会長1名、副会長2名、総務3名以内、広報3名以内、会計2名、会計監査2名の役員を置く。

- 2 役員職務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
 - (3) 総務は、総会（第11条に規定する総会をいう。第10条において同じ。）及び役員会の運営に関する事務及び会員、市等との連絡調整を行う。
 - (4) 広報は、協議会の活動内容を対象区域内の住民及び周辺住民等に広く周知する。
 - (5) 会計は、協議会の出納事務の執行管理を行う。
 - (6) 会計監査は、年1回、協議会の会計を監査する。

(分科会運営委員)

第8条 協議会には、分科会（第13条に規定する分科会をいう。第10条及び第12条において同じ。）を代表し、役員会との調整等を行う分科会運営委員を置くことができる。

(役員及び分科会運営委員の選任方法及び任期)

第9条 役員及び分科会運営委員の選任方法及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、会員の互選により選任する。
- (2) 分科会運営委員は、役員 of 互選により選任する。
- (3) 役員及び分科会運営委員の任期は2年後の年度の初回総会までとする。ただし、特別の事情が生じた場合はこの限りでない。
- (4) 役員及び分科会運営委員は、再任することができる。

(会議の種類)

第10条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて分科会を設置できる。

2 各会議の開催方法は、対面、書面（FAXを含む）及び電磁的方法（メール、オンライン会議システム）による表決の中から会長又は分科会運営委員が決定するものとする。

(総会)

第11条 総会は、会員で構成し、会長が招集する。

2 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 総会の議長は、会長をもって充てる。

4 総会の議決は、会員の出席者（第10条2項の方法をもって参加した出席者をいう）数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は、年に1回以上開催し、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催できる。

6 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他協議会の運営又は組織の変更に関する事項のうち、特に重要と認められる事項
- 7 総会は、原則公開とする。

(役員会)

第12条 役員会は、役員及び分科会運営委員で構成し、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長をもって充てる。

3 役員会の決定は、役員及び分科会運営委員の合計の出席者（第10条2項の方法をもって参加した出席者をいう）数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 役員会は、協議会全体の運営に必要な次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 総会において審議する事項の決定
- (2) 総会において審議する事項に関する資料の作成
- (3) 協議会活動の会計及び会計監査
- (4) 協議会活動に必要な市等との連絡及び調整
- (5) 協議会活動の情報発信
- (6) 会員の入会及び退会に関すること
- (7) 分科会の設立及び解散
- (8) 分科会運営委員の選任
- (9) 分科会に参画する者の選定
- (10) 分科会の活動の支援
- (11) その他協議会の運営に必要な事項

(分科会)

第13条 分科会は、役員会が必要と認めた者で構成する。

2 分科会は、第4条に掲げる協議会の活動内容（同条第2号に掲げるものを除く。）に関して具体的な検討等を行う。

3 分科会は、検討内容等を役員会に適宜報告する。

4 第1項から第3項までに定める事項及び次条に定める事項を除くほか、分科会の運営に必要な事項は、別途定めるものとする。

(会議への出席の依頼等)

第14条 協議会の会議は、必要があると認めるときは、市に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出などの支援を求めることができる。

2 協議会の会議は、必要があると認めるときは、まちづくりに関わる有識者に対し、出席を求めて意見を聴くことができる。

(経費)

第15条 協議会に係る経費は、会員の会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

2 会員の会費は、年額1,000円とする。

3 特別な事情が発生した場合、役員会の議決により、会員の会費を減免することができる。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、この規約の施行の日の属する年度は、同日に始まり平成29年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第17条 協議会は、存続の必要がなくなったときに解散することができる。

(設立年月日)

第18条 協議会の設立年月日は、平成28年11月20日とする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の活動に関して必要な事項は、役員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年11月20日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この規約の施行後最初に選任する役員及び分科会運営委員の任期は、第9条第3号本文の規定にかかわらず、平成30年度当初の総会までとする。

(会員の会費の特例)

3 この規約の施行の日の属する年度の会員の会費は、第15条第2項の規定にかかわらず、年額500円とする。

附 則 (平成29年6月4日議案第3号)

この規約は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年6月3日議案第2号 規約の改定)

この規約は、制定の日から施行する。

別表 関係団体一覧

公益社団法人埼玉中央青年会議所
さいたま市中央区コミュニティ協議会
さいたま市中央区自治会連合会
さいたま商工会議所
さいたま市PTA協議会中央区連合会
さいたま市保健愛育会
中央区民生委員児童委員協議会
与野商店会連合会

別図 協議会が活動する対象区域

